

豊川市監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年5月17日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	富 田 潤

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（市民部人権交通防犯課）

監査実施期間 平成29年 7月27日から  
平成29年11月15日まで

豊川市監査公表第2号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 現在、市内7箇所の公共自転車駐輪場に設置されている防犯カメラ付自動販売機について、当初の防犯目的を果たす管理等に着目し、協定の見直しを検討されたい。</p>	<p>1 協定の見直しを業者と協議した結果、業者側の申し出により平成29年度3月末をもって防犯カメラ付自動販売機は撤去されることになりました。今後、市として市内公共自転車駐車場の防犯カメラについては、優先順位の高いところから計画的に設置します。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年5月15日現在のものである。